

令和3年9月3日

保護者の皆様

京都市立八条中学校
校長 長谷川 豊

「緊急事態宣言」期間の教育活動について（追加連絡）

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

現在、本校では、新型コロナウイルスへの感染防止対策を徹底しながら、子どもたちの教育活動に取り組んでいるところですが、全国的に感染者数が広がる中、8月20日（金）～9月12日（日）まで4度目の「緊急事態宣言」が発令されています。

本校においても以下の取組を徹底、実践していきます。先日配布したプリントと重複する部分もありますが、ご理解、ご協力よろしくお願ひします。

記

1 基本的な感染防止対策、生徒・教職員の健康観察の徹底

引き続き、マスク着用、手洗い、換気など、基本的な感染防止対策に取り組むとともに、生徒・教職員の毎日の健康観察を継続し、少しでも発熱等の風邪症状や体調不良が見られる場合には、登校・出勤を控えるよう徹底していきます。

また、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校・出勤を控えさせていただくことについて、ご理解をよろしくお願ひします。

お子様が登校される際は、必ず「健康観察票」を持参させてください。

倦怠感やのどの痛み等の症状があったにも関わらず登校していた方が、後日、新型コロナウイルスに感染していたことがわかり、学校教育活動に大きな影響が出た事例があります。登校前の健康観察で発熱や風邪症状等、体調不良が少しでもみられる場合は、学校に連絡のうえ、感染拡大防止のため、必ず登校を控えて自宅で休養させてください。

お子様に発熱や体がだるい・のどが痛いなどの風邪症状があるときは、かかりつけ医等、身近な医療機関（地域の診療所、病院）に、まず電話で相談してください。

休日・夜間など受診できる医療機関がない場合は、「きょうと新型コロナ医療相談センター」（電話 414-5487、365日24時間受付）に連絡してください。

すぐに医療機関に電話でご相談いただくとともに、夜間を除き学校へもお知らせください（電話 681-5264）。

※ 同居されているご家族に上記のような症状がある場合も、お子様に自宅休養のご協力をお願いする場合があります。ご協力よろしくお願ひします。

2 具体的な教育活動について

（1）修学旅行について

11月8日（月）～9日（火）に延期します。

北陸～東海方面を検討中です。詳細は後日お知らせ致します。

（2）体育祭・文化祭（合唱コンクール）について

体育祭は10月5日（火）内容を精選し、午後から実施します。（無観客で実施）

開催中、近隣の方のご迷惑になります。グラウンド周りのフェンスから観覧することができないようご理解、ご協力をお願いします。

合唱コンクールは中止致します。（吹奏楽部の演奏会は部活内での演奏会を実施します。）展示鑑賞の部は後日、日時を設定し実施する予定です。

(3) 授業について

今までと同様、感染リスクのある授業は行いません。単元の工夫や入れ替えや差し替えを行なながら実施していきます。

また、状況に応じて積極的にリモート配信（授業）を実施していきます。ご家庭での通信状況の再確認をよろしくお願ひします。

新型コロナウイルス関係で登校を控える場合は「校長認定日」として扱います。欠席にはなりません。（登校を控える場合は担任へご相談ください。）

感染に対する不安や同居家族等に体調不良等が生じているときは登校を控えるようにお願いします。上記にも触れていますが、5科を中心にリモート配信（授業）にて学習保証を実施していきます。実技教科に関しては状況に応じて実施します。

リモート授業を視聴している際、スマホ等で映像を録画し、SNS等に投稿するなどは絶対に行わないでください。

3 部活動について

（1）原則中止とする。

（2）大会・発表会等の参加については、①中体連、競技団体、文化関係連盟等が主催する公式な全国・近畿大会及びそれらにつながる大会等、②京都市中学校夏季選手権大会のみ認めます。（秋季新人大会は全種目中止になりました。）

（3）上記（2）に参加する場合、主催者と連携し万全な感染症対策を講じることとし、参加するための練習等については、大会の4週前から認めます。

その際、練習時間・場所等の制限を行い、再開後は、体を慣らす期間を設けるなど、事故防止や安全確保を行い実施します。

（4）部活動停止に伴い、近隣の公園等にて集団でトレーニング等を行うことはしないでください。

八条中学校では・・・

8月26日（木）～ 全部活動活動停止（秋季新人大会の中止決定を通知）

今後、大会を控えている部は顧問から活動再開日について連絡致します。

4 偏見や差別は許さない教育

（1）生徒等や保護者が感染した場合も踏まえ、感染症に係る保健指導はもとより、道徳や人権教育などの機会をとらえた学習を引き続き実施し、感染者への偏見や差別は許されない教育を積極的に啓発していきます。

（2）いじめ等への対応や心のケアが必要な場合は、関係機関等とも連携し、速やかに指導や支援を行います。

（3）学校はで感染症対策と教育活動の両立、また生徒等の心のケアに取り組む教職員自身のメンタルヘルスへのご理解をお願いします。

今後ともご理解、ご協力よろしくお願ひします。